

気仙沼市お試し移住事業（災害公営住宅活用型）利用要領

	確認事項	注意事項
予 約	<ol style="list-style-type: none"> 1. オンライン予約フォームより氏名、滞在期間、希望する宿泊場所、面談希望日の入力をお願い致します。入力内容をもとに面談を設定させていただきます。 2. オンライン予約フォームがご利用いただけない方は、窓口営業時間（火～土曜、10-18時）内に、参加希望ご本人様より電話でご相談の上、体験住宅の空き状況をご確認ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用対象者は制限がございます。詳しくは募集概要をご覧ください。
事 前 面 談	<ol style="list-style-type: none"> 1. オンライン会議システム「zoom」を使った面談を行います。面談では申込の動機や滞在中に希望されることをご確認させていただきます。 2. オンライン会議システムの利用が難しい方はお電話にての面談とさせていただきます。 3. 所要時間は30分～1時間程度を想定しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 面談日はご予約いただいた日から1週間以内にご設定ください。
申 請	<ol style="list-style-type: none"> 1. 面談のあと、利用開始する日の2箇月前の日の属する月の1日から利用を開始しようとする日の20日前までの間に申請願います。 2. 申請する場合は以下の書類をご提出頂きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申請書（様式1号） ・ 誓約書（様式2号） ・ 本人であることを確認することができる書類の写し(官公署が発行した顔写真付きの書類) ・ その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用の20日前までに申請書の提出がない場合、予約はキャンセル扱いとなります。 ■ 同一対象者の利用は年度内3回までとします。 ■ 利用期間の延長は、予約が入っていない場合に限り、利用開始初日から数えて最長60日までとします。 ■ 2回目以降の利用申請をする場合、前回の利用期間の最終日から1箇月以上経過しな

		ければ、次回の利用をすることができないものとします。
利用決定	1. 災害公営住宅活用お試し移住事業利用可否決定通知書(様式第3号)をもって決定とします。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 審査の上、利用の可否を通知します。 ■ 利用決定後に利用を取り消す場合、速やかに MINATO へ連絡するものとします。 ■ 自然災害等の理由により、予定していた利用を中止する場合があります。 ■ 上記により利用者に損害が発生した場合でも MINATO や市では一切の責任を負いません。
利用開始	<p>1. 利用開始時には利用決定通知書、またはメール通知文を持参してください。</p> <p>2. 利用開始前に、職員の立会いのもと、オリエンテーションを MINATO 窓口と入居物件にて行います。オリエンテーションでは利用開始の説明や滞在スケジュールの確認、入居に伴う注意・遵守事項の説明を受け、備品及び施設の状況確認(チェックリスト有り)を行います(利用終了時に、備品等の破損や不足が生じた場合、利用者が修理費等を負担することとします)。所要時間は1時間半～2時間程度を想定しております。</p> <p>3. スタッフから住宅の鍵を受け取ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入居開始は、初日の午前10時以降、オリエンテーションを行ってからとします。 ■ 施設の備品は別紙のとおりです。別紙にないものはご持参ください。 ■ 住宅や設備、備品が損傷又は滅失した場合は、速やかに MINATO へ報告をお願いします。
利用期間中	<p>1. 利用期間中最低1回は市で指定する活動に参加してください。</p> <p>2. 滞在中にご不便な点やご要望などがありま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 室内は清掃に努め、常に清潔を保ってください。 ■ 利用期間中は、昼夜を問わ

	<p>したら MINATO 窓口までご連絡下さい。 (窓口営業時間：火曜日～土曜日、 10:00-18:00)</p>	<p>ず節度を持って利用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 水道、電気、ガスの利用については、節約をお願い致します。 ■ 冬期は水道の凍結に十分注意してください。万が一水道管が凍結し破損した場合及び備品を破損した場合、その原因が利用者にあるときは修理代の負担をお願い致します。 ■ 冬期間の車の運転には十分注意してください。(冬タイヤを必ず装着すること)
<p>利用終了</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最終日の振り返り会を以って利用終了といたします。振り返り会は最終日 15 時までに行うものとします。 2. 振り返り会では、利用住居の備品確認を現地にて行い、確認後は MINATO の窓口へ移動して滞在中の感想などを聞かせて頂きます。また、お試し移住事業利用アンケートを回答して頂きます。振り返り会の所要時間は1時間半～2時間程度を想定しております。 3. 振り返り会にて鍵の返却をお願い致します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用終了前に清掃（特に換気扇、ガスコンロ、流し台、お風呂、洗面所、トイレ）及びゴミの適正な処理をお願いします。 ■ 滞在中に出たゴミは居住地の自治会のルールに従い出して下さい。出せなかったゴミは原則として利用者のお持ち帰りをお願いします。 ■ 万が一鍵を紛失した場合、玄関錠の交換費用は利用者負担をお願いしております。 ■ やむを得ず利用決定を受けた利用期間及び利用終了時間が短縮される場合は、速やかに MINATO へ連絡をお願い致します。

遵守事項

1. 利用者は、お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) お試し移住施設の利用に当たり、当該お試し移住施設を管理する者の指示に従うとともに、善良な管理者の注意をもって利用すること。
 - (2) お試し移住施設の設備及び備品の毀損、紛失等が生じた場合は、直ちに当該お試し移住施設を管理する者に報告すること。
 - (3) その他お試し移住事業（災害公営住宅活用型）の利用に関して市長が指示する事項を遵守すること。

2. 利用者は、お試し移住施設の利用に際しては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第9号に掲げる行為に該当する場合であって、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他これに類する動物を飼育するときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 利用者以外の者をお試し移住施設に宿泊させること。
 - (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場としてお試し移住施設を利用すること。
 - (3) 興行の用に供するためにお試し移住施設を利用すること。
 - (4) 展示会その他これに類する催しをお試し移住施設で開催すること。
 - (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場としてお試し移住施設を利用すること。
 - (6) お試し移住施設に文書、図書その他の印刷物を貼付し、又は配布すること
 - (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (8) お試し移住施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
 - (9) 犬、猫その他の動物を飼育すること。
 - (10) 室内に置いて喫煙すること。
 - (11) 台所以外（敷地内含む）で火気利用を利用すること。（ただし、備付の暖房器具の利用は可能）
 - (12) 滞在中に出たゴミを居住地の自治会の規則を守らずに処理すること。
 - (13) お試し移住施設の鍵を複製すること。
 - (14) その他利用者たるにふさわしくない行為をすること。

	<p>3. 利用期間中に起きた利用者の故意又は過失による事故については、利用者の責任となること。</p> <p>4. お試し移住の利用日から起算して最低2年間は気仙沼市及び移住・定住支援センターMINATOから発信される移住・定住及び地域に関する情報・照会等を受理・回答できること。</p>
緊急時の想定	<p>1. 緊急時は速やかにMINATO職員へ連絡できるよう、緊急連絡先をお伝えさせていただきます。MINATOの営業時間外は職員に直接お電話ください。</p> <p>2. 緊急時に備えて、緊急連絡先を事前に確認させていただきます。</p>